

静岡県第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）案の概要

1 計画策定の経緯

- ・近年、人の生活圏に隣接する山林等でのツキノワグマ（以下、「クマ」という。）の目撃数の増加や養蜂・養鶏施設等への被害、生息分布がない空白地域とされていた伊豆半島へのクマの侵入等、クマの分布域の拡大に伴う人とクマとの軋轢が発生している。
- ・静岡県に生息するクマの科学的及び計画的な保護・管理により、クマの分布域拡大の抑制、人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図るとともに、県内の地域個体群を安定的に維持することで、人とクマとの軋轢を軽減し共存することを目的に、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

2 計画期間

2027(令和9)年4月1日から2032(令和14)年3月31日までの5年間

3 計画の対象地域

- ・静岡県全域を対象とする。
- ・次のとおり、3つの保護管理ユニットを設定し管理する。

保護管理ユニットの名称 (地域個体群)	範 囲
南アルプス (南アルプス地域個体群)	県西端から富士川までの地域 (浜松市、湖西市、磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、牧之原市、島田市、藤枝市、焼津市、静岡市、富士宮市・富士市のうち富士川以西の地域、周智郡、榛原郡)
富 士 (富土地域個体群)	県東端から富士川までの地域(ただし、伊豆管理ユニットを除く。) (富士宮市・富士市のうち富士川以东の地域、沼津市のうち狩野川以北の地域、裾野市、御殿場市、三島市、駿東郡)
伊 豆 (恒常的な生息はなし)	伊豆地域 (沼津市のうち狩野川以南の地域、熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、下田市、賀茂郡、田方郡)

4 静岡県の現状

- ・近年、クマの目撃数は増加傾向で、令和7年度に過去最多200件の目撃情報が寄せられた。目撃される地域も拡大している。
- ・統計のある平成17年度以降、県内では7件(8名)のクマによる人身被害が発生しているほか、南アルプス地域を中心に林業の被害等が発生している。
- ・令和6年度に県内のクマの個体数の推計を県内で初めて実施し、県全域で543頭(中央値)と推計している。

【令和6年度に実施した個体数の推計結果】

個体群	推計値	中央値
県全域	386-738	543
富士	68-146	102
南アルプス	301-611	441

5 計画の目標

(1) 計画で定める4つの目標

目 標	内 容
①分布域拡大の抑制	人の生活圏付近及び伊豆地域への分布域の拡大を抑制する。
②人の活動域における人身被害ゼロ	人家や農地がある人の生活圏及び林業従事者等が活動する山林での人身被害をゼロにする。
③個体群の安定的な維持	県内の南アルプス及び富土地域個体群の安定的な維持を図る。
④農林業被害の軽減	林業被害や農作物の被害を軽減する。

(2) 目標達成のための基本的な方針

(1) の4つの目標を達成するため、「順応的管理」、「保護管理ユニットでの保護管理の基本方針・対応」、「ゾーニング管理」の3つを基本方針とする。

6 目標達成に向けた施策

施策の柱	施 策
個体群の管理	捕獲上限数の設定・運用
	狩猟によるクマとの緊張関係の再構築
	許可捕獲の実施
	錯誤捕獲の防止
生息環境の整備	クマの生息環境の保全
	人の生活圏への侵入防除や人馴れ・定着の防止
農林業被害の防除	農林業被害防除の啓発、実施
普及啓発	県民等への正しい情報の発信
	子ども世代への環境教育の推進
人材育成	自治体職員及び捕獲従事者の育成
モニタリング	捕獲情報等の収集、個体数の推計等